

第 31 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 8 年 1 月 8 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 02 分

場 所 東庁舎 3 階 302 号室

出欠者 出席者 15 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 2 号 農地法第 5 条の許可処分取消願について

議案 第 1 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画に
ついて

議案 第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（15 名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	11 番	近藤 茂
12 番	井寺 知江子	13 番	下川 隆稔
14 番	城戸 孝行	15 番	成清 輝美
16 番	岡本 義照		

欠席委員（1 名）

10 番 中村 勇次

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二

課長補佐兼担当係長 中村敏和

午後1時30分 開会

○議長

皆さん、明けましておめでとうございます。(おめでとうございます。)大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今から第31回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は、10番の中村委員が欠席です、14番城戸委員が5分ほど遅れられるとのことです。次に、注意事項でございます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される方は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が2件、議案3件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人は1番の松永博視委員、2番の富安春二委員にお願いします。

それでは、報告第1号から第2号について続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

今年もよろしく申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農業経営基盤促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

第1項、所在富安、地目田5筆、面積計、8,528㎡、解約事由は、耕作者変更のためでございます。解約後については、80ページの第14項で貸借権設定が出ております。報告第1号は以上です。

議案書の3ページをお願いします。

報告第2号 農地法第5条許可処分取消願について でございます。

第1項、所在北長田、地目畑1筆、面積167㎡、渡人、埼玉県川越市の____さん、

受人、鶴田の____さん、転用の事由は貸資材置場ということでした。これは、令和7年3月に許可を受けられておりましたが、渡人の____さんが亡くなられておって、結果として____さんが相続をされております。今回、一旦取消をされまして、後で審議をお願いしすけれども5条で再度申請をされるということで取消ということになっているところでございます。報告は以上でございます。

○議 長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について でございます。

こちらは、82ページまでございますが、第1項、関連の第2項をご説明いたします。権利種別、貸借権設定、第1項及び第2項、所在鶴田の外82ページまで議案書のとおりでございます。田620筆、畑1筆、面積計1,084,864.77㎡、利用権は、賃貸借、貸人、大字山ノ井の____さん、外82ページまで議案書のとおりでございます。借人、____さん、利用目的は、米・麦・大豆、借賃は第1項、反当り____円、39ページからの第2項分が反当り____円となっております。期間は10年でございます。集計の説明をさせていただきます。議案書は83ページをお願いします。左上の総計です。田415件、面積1,991,833.86㎡、畑6件、面積5492.00㎡、合計421件、1,997,325.86㎡、新規・再設定別、新規421件、通年・期間借地別、通年421件、小作料納入別、金納420件、使用貸借1件でございます。右側の表になります。貸借期間別、3年が1件、5年が1件、10年が269件、15年が76件、20年が74件です。説明は以上でございます。

○議 長

議案第1号について、質問のある方はお願いします。

○委 員（11番）

11番の近藤です。農地利用集積促進計画ということで基盤整備の農地利用集積の

統合するということでしたけれども大体10か月ぐらい経ちますけれども83ページの小作料納入別がありますけれども金納とありますけれどもこの取りまとめは、中間管理機構が福岡県の認可公示で決定されるということですが、以前、農地利用集積の計画ではですね、物納もありましたですよ、米何表とかですね、今、物納については、中間管理機構は取り扱ってないということですかね、今は中間管理機構から業務委託ということで農政課でやっておられますよね、地権者からのですね、物納でということも今後、出てくるような米が高いとか言っていますが、騒いでいますけど物納ということで地権者の希望があれば物納でも取り扱うかをちょっとお尋ねしたいんですけど。

○事務局

申請書では、金納と物納と使用貸借と選べますので、それで物納を選んだ場合、中間管理機構は、直接は扱わないと思うんですよ、物納になるので、お互いでしていただく、物納は直でしていただくそんな形になると思います。物納の制度はあるので、促進計画の申し出をする際にどれかを選んでいただくという形になるんですけど、物納を選んだ場合は中間管理を通さず直でやっていただくという形になると思います。

○委員（11番）

一応、契約の中身については金納ということで地権者と受人の。

○事務局

金納の場合も中間管理機構を通してお金の支払いがある場合と直で支払いをされる場合と2パターンあると思います。基本は中間管理機構を通すようなやり方になってくると思います。

○委員（11番）

集積計画は、もう中間管理機構が決定するからですね、市町村は事務を委託されているということだからですね。

○事務局

特に農業委員会はこの計画に対して意見を述べるというような形になります。

○委員（11番）

わかりました。

○委員（5番）

はい。いいですか。今の関連ですが、私は完全に物納はないと思っておりましたの

で、物納の場合は農業委員会が中に入って相対するのですか、契約は。

○事務局

いやしません。申し出する際に金納ですのか物納ですのか、使用貸借になるのかというのを選ぶようになっていますので、それで申し出をするようになっていますから、私が伺っているところでは、物納を選んだ場合は中間管理機構からお米なりを貰うとかというのではなくて、直接契約された方同士で物納の場合は取引をされるということで伺っています。

○委員（11番）

結論から言うと、今、田島委員も質問されたけど金納、物納もあるけれども中間管理機構は結論から言うと取り扱わない。という風に解釈すればいいですね。

○事務局

補足といいますか、基本的に中間管理機構を通した契約しかありません。になりました。法人さんとかは契約されている方が多いので、ほぼ金納が多いと思います。それ以外の方、個人で契約されているとことかは物納もあり得るのではないかと思います。物納も近藤委員さんが言われたように米がというのがありますが、そこはあるけれども基本的には金納がほとんどだと思います。物納もあり得ると思います。というように感じになっています。

○委員（5番）

物納の場合で例えば反当たりいくらかで渡しますよと言っという、いろんな諸事情で半分ぐらいしかくれなかった場合ですね、中間管理機構がそこら辺の調整役はしてくるとですか。

○事務局

おそらくそれはないと思います。あくまでも個人同士で物納は基本的に計画で出したので、お願いしますということなのでしょうけど、今の時点でそれでトラブルがあったというのは、まだ始まったばかりですからね。

○委員（5番）

耳にするからでした。

○事務局

今後、おそらく年末12月に金銭も物納もそこで支払われると思いますけど、そこでよっぽど本当に暑くて米が採れなかったとかいう場合は、田島委員さんが懸念され

ようなことがあるかもしれないですね。取れないというのは当然あり得ることだからですね、去年は割と豊作といますか良く採れたというふうなことはお伺いしていますけど、そういうふうな部分はこちらの方も中間管理機構にお尋ねはしときたいと思います。また、今後報告させていただきます。

○議長

いいですか。他に。

○委員（14番）

14番の城戸です。今、どこの法人でもとは反当たり_____円ぐらいで_____円とか反当たりの_____円になっていると思いますけど。今、米が若干値段が良いからそこから辺で各法人とかで金額に対してクレームとかはありますか、お尋ねしたいですけど。

○委員（5番）

ありました実際、1年前の総会の時に賃借料を決めていましたので、その後米が上がりましたのでちょっとなんも言えんところですね、_____円にしました。来年はもっと安くなる予定でしょうから、どうしようもなかですもん決めていましたので。

○委員（14番）

他のところも話があったら聞かしてもらいたいですけど。

○委員（11番）

法人にしむたはですね、そういう賃借料の関係の希望とかそういうはないですね。

○委員（14番）

多少あるかなとお尋ねしたとこでした。

○委員（1番）

_____もないですね、総会でもそういう声は上がってない、今年だけの話でしょうが。

○委員（14番）

わかりました。ありがとうございました。

○議長

他に質問はございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。議案第1号について承認する

ことに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。続きまして、議案第2号について提案いたします。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

84ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約売買、所在富重、地目畑2筆、面積計1,436㎡、渡人、大木町の____さん、受人、大字若菜の____さん、申請事由は受人の規模拡大のためでございます。作物はぶどう、売買価格は合意により総額____円です。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1番の松永です。さっき言われたようにぶどうを拡大していくこととですね、将来的にここは親戚の人がサラリーマン辞めて農業したいという人がおられるということで、いつになるかわからんけどですね、そういう計画があるそうです。今度は____さんがですね、譲り受けしますということです。以上です。審議をお願いします。

○議長

説明も終わりました。第1項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第1項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第2項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買、所在熊野、地目畑2筆、面積計459.67㎡、渡人、大字野町の____さん、茨城県牛久市の____さん、大字熊野の____さん、受人、大字西牟田

の_____さん、申請事由は受人の規模拡大のためでございます。作物は芋・大根・豆類などの季節野菜、売買価格は合意により総額で_____円です。こちらの農地と隣接する家を併せて取得されることになっております。農業経験は5年程度で現在、近くの畑を借りて季節野菜を作っているということで伺っております。説明は以上でございます。

○議 長

第2項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

事務局の説明のとおりですけど、補足しますと____さんはですね、中古住宅を購入されて付随する農地を購入したいと、_____さんということで、説明があったとおり野菜を栽培していくということでした。以上です。

○議 長

説明も終わりましたので、第2項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第2項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第3項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約売買、所在井田、地目田1筆、面積281㎡、渡人、大字井田の____さん、受人、大字井田の_____さん、申請事由は、規模縮小のためでございます。作物は野菜、売買価格は合意により総額_____円です。関連で転用の方も出てきます、後ほどそれは説明いたします。説明は以上です。

○議 長

第3項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

3番の吉武です。先ほどの事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

説明も終わりましたので、第3項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第3項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第4項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

85ページをお願いします。第4項、契約売買、所在島田、地目畑4筆、面積計253㎡、渡人、大字福岡市の_____さん、受人、大字島田の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は野菜、売買価格は合意により総額で_____円です。説明は以上です。

○議長

第4項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

3番の吉武です。先ほどの事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

説明も終わりましたので、第4項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第4項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、議案第3号農地法第5条転用について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の86ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約売買、所在北長田、地目畑1筆、面積167㎡、渡人、埼玉県川越市の____さん、受人、鶴田の____さん、申請事由は貸資材置場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。____のすぐ南の所、先ほど取り消しのあった所の再度の申請というところでございます。広がり10haを超える農地で第1種農地、令和7年2月17日除外は完了しております。一体利用地として、緑色の所が雑種地で____さんが所有されている所になります。____さんのご自宅から当該農地まで1kmであり集落接続ということで例外的に許可可能となります。土地の価格は____円、坪単価の約____円、説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

第1項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第2項について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買、所在上北島、地目畑2筆、面積136㎡、渡人、山ノ井の____さん、受人、長浜の____さん、申請事由は貸駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページです。____の南側になりまして、____さんところは____のところの方に貸すと従業員及びお客様駐車場に貸されるというところでございます。敷地の合間に車を止めてあるということで今回、整備をされるところでございます。こちらは用途地域第3種農地で原則許可になります。一体利用地が緑色のところ宅地及び用悪水路になっております。用悪水路は払い下げとなっているところでございます。土地の価格は、宅地等含めて____円、坪単価の約____円となっております。

います。説明は以上です。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。ただいまの事務局の説明のとおりです。ご審議の程よろしくお願ひします。

○議 長

第2項について質問のある方はお願いします。

○委 員（14番）

14番の城戸です。事務局にお尋ねします。ここ、3筆あるでしょ、真ん中だけということでしょ。

○事務局

地図を見ると筆が分かれているようになりますけど、右側の青と左側で分かれているというふうに見ていただくといいと思います。間に緑色のところが入っているじゃないですか、そこが用悪水路になっております。

○委 員（14番）

わかりました。ありがとうございました。

○議 長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第3項について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約売買、所在井田、地目田2筆、面積合計116.21㎡、渡人、井田の____さん、受人、同じく井田の____さん、同じく井田の____さん、それぞれ持ち分2分の1ずつ、申請事由は通路整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。____から東へ約400mのところ広がり10haを超える農地で

第1種農地、敷地拡張、既存の敷地の2分1以内につき許可可能となります。受人のお2人のお家が____さんと____さんと書いてあるところ、こちらに入る道路が、間中ぐらいしかなくて車が入らないんですよ、これは仕方がないということで、3条でありましたよね、申請の西側の農地を買われたということですが、でも実際あるところの細い通路と合わせてですね、通路整備をしないと車が全く入りませんので、私たちも北側のところで行って、Uターンして帰って参りましたが、今後は整備されて良くなるのではないかと思います。土地の価格は、_____円、坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

3番の吉武です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第3項について質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第31回の農業委員会を閉会致します。

午後2時02分 閉会